

原因者負担金と使用者責任

道路局路政課

【今回の概要】

原因者負担金についての規定は道路法第五十八条第一項にあり、その内容を簡略に記すと、「第三者が道路に関する工事の施行又は維持の必要を生じさせた場合には、その費用は当該第三者に負担させるものとする」というものである。現在、原因者負担金制度においては、法制上・実務上において多様な論点が見受けられるところである。今号では、原因者負担金制度における主要論点の一つである使用者責任との関係について、判例や最新の学説も踏まえつつ、解説を行っていく。

一方、道路法では第五十八条で原因者負担金についての規定があるが、同条中の「費用を負担する者」の範囲が法文上明確化されておらず、使用者責任との関係が論点となつてくる。

この点につき、判例は、「他の行為につき費用を負担する者」とは、行為者が同時にその行為につき費用を負担する者であるときはその行為者、直接行為者のほかにその行為につき費用を負担すべき者があるときはその費用負担者をいうのであり（中略）したがつて当該損傷行為が被用者によりある事業の執行につきなされた場合におけるその事業主はこれに該ると解すべきである」

一 民法上の使用者責任規定と原因者負担金との関係

会社、事業者等の被用者が不法行為（民法第七百九条）を行つた場合、被用者本人が損害賠償の責を負うのはもちろんであるが、民法第七百十五条规定によつて、使用者も同時に損害賠償の責を負う

(札幌高判昭42・1・30)としており、使用者が「費用を負担する者」にあたることを認めている。

このように、使用者も原因者負担金の責を負うことが判例上明らかになつており、現在、原因者負担金の実務上の処理においても、使用者責任制度の諸概念が多分に反映されているところであることから、原因者負担金制度の適切な運用には使用者責任の理解が不可欠となつてゐる。以下、原因者負担金制度と特に関係の深い使用者責任法理の諸概念について解説を行い、読者の理解の助としたい。

二 「事業の執行について」の解釈

民法第七百十五条では、被用者の不法行為について使用者が賠償の責を負う場合を、「被用者がその事業の執行について」第三者に損害を与えた場合に限定しているが、ここで、「事業の執行について」の解釈が問題となる。この「事業の執行について」の解釈は、本条の解釈において最重要な論点である。

判例・学説は従来より使用者責任の追及を厳しくする方向で論を展開をしており、被害者の保護に重きを置いている。従前、使用者の主觀を重視し「使用者の命じたこと、及びこれと不可分一体の行為のみが事業の執行に該当する」(大審判大5・7・29)とする判例もあつたが、現在の判例は行為の外形が職務執行に当たるか否かによつて判断するという「外形標準説」をとつており、これが通説として永らく支持されてきた。外形標準説をとつた具体的な例でみると、運転資格のないタクシー会社の助手兼整備係が練習のため、運転中に起こした事故(最判昭34・4・23)、測

量機器のセールスマント終業後遊びに行くために会社の車を持ち出した事故(最判昭37・11・8)などの例があり、これらにおいて使用者の責任が認められ、被害者救済、保護が図られている。実務上においても、この「外形標準説」に基づいて判断がなされるべきであろう。

判例、原因者負担金における実務上で用いられている「外形標準説」であるが、近年は反対説も見受けられる。その理由の一つは、外形に対する信頼を保護して取引の安全を確保する機能を有している「外形標準説」は、取引的不法行為(手形振出権限のない経理課長が偽造手形を振出して被害を与えた場合のような株式・手形の偽造による不法行為が典型)においては有効だが、「行為の外形」に対する信頼が問題とならない事実的不法行為(前出の判例に出てくる事例は全て事実的不法行為)には適さない、というものである。「外形標準説」に反対する学説の主張は多様だが、大まかに分けると、取引的不法行為と事実的不法行為によつて判断基準を使い分けるといふものと、不法行為の様態にかかわらず「外形標準説」を用いないもの、とに分かれる。いずれの考え方であつても、判例に反映された場合実務上の取扱いに多大な影響を与えることが予想され、今後の動向が注目される。

三 雇用関係の有無

使用者責任を課す際に、使用者と被用者の間に法的な契約関係が必要かということであるが、必ずしも法的に有効な契約が存することは必要とされておらず、実質的な雇用・被用の関係があればよいと解されている。ここでいう実質的な雇用・被用の関係と

は、そこに指揮、監督の関係があり、事業活動の一部をなすもの

か、という観点から決定される。

雇用契約が無効ないし取消された状態であつても、事実上の被用者として行った場合には、有償であると、無償であるとを問わず一時的な手伝いのような場合でも、使用者はその責を免れないものである。

四 使用者の免責

民法第七百五条ただし書きでは、「使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたとき」には、使用者の免責を認めている。これについて判例は公法私法二分論に基づき、民法第七百十五条规定を原因者負担金命令に類推適用することに消極的な態度をとつた（前掲札幌高裁判例）。しかしながら、このようない公法私法二分論は、今日では説得力に欠けるものであり、免責規定を原因者負担金制度の中でどう位置づけるかということだが、今後の課題になるであろう。実際では、過失のないことの举証責任が使用者にありその証明が困難であることから、免責が認められた判例はほとんどなく、無過失責任に近い結果となつてゐる。具体的には、社用車の無断使用を禁じた社内規定に違反したという程度では、免責はされないのである。

参考文献

- 「民法II」 内田貴
「ジュリスト 民法の争点」 内田貴・大村敦志

参照条文

道路法

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。

民法

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたときは、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

2・3 (略)